

旭川医科大学生涯教育検討委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学生涯教育検討委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学生涯教育検討委員会規程（平成16年4月1日旭医大達第19号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> 委員会の庶務は、<u>総務課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年4月17日から施行し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>事務局組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> 委員会の庶務は、<u>研究支援課</u>において処理する。</p> <p>(略)</p>